

朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金に関する よくある質問

(1) 補助金制度について

質問	回答
1 国や県の補助制度と併用することは可能ですか。	1 国や県の補助制度に特段の規定がなければ、補助金の併用は可能です。
2 申請の時点で予算額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか。	2 予算の範囲を超えた費用をもって、通常受付は終了します。ただし、補欠者者制度を利用することはできますので、お問合せください。
3 既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか。	3 省エネ設備設置前に交付申請が必要ですので、設置後の申請のみでは認められません。
4 交付申請及び実績報告の審査において、現地調査を行うことはありますか。	4 書類の審査に加えて、現地調査を行います。
5 現地調査は、閉庁日にも行っていますか。	5 閉庁日には行っていません。開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に行っています。
6 ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか。	6 申請者名でローン契約やクレジット契約が結ばれており、申請者が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、対象になります。
7 リース契約は、補助金の対象となりますか。	7 リース契約は、補助金の対象となりません。代金を支払い、申請者に所有権があるものが対象となります。
8 太陽光発電システムで発電した電気を全量買取をする場合も補助金の対象になりますか。	8 対象になりません。余剰電力の売電契約を結ぶことが条件となっています。
9 市税等とはどういったものがあるのですか。	9 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、都市計画税、軽自動車税を指します。

<p>10 過去に同種の省エネ設備に対する補助金を受けていますが、新たに補助金の交付を受けられますか。</p>	<p>10 過去に同種の補助金制度を受けている場合は、同制度の対象にはなりません。</p>
---	---

(2) 申請について

質問	回答
<p>1 補欠者制度とは、どういった制度ですか。</p>	<p>1 予算額到達後、申請を希望する方は、補欠者として交付申請を申し出ることができます。ただし、キャンセル申出者が発生しなかった場合、補助金の交付はできません。</p>
<p>2 申請者名義以外の口座へ補助金を振り込むことは可能ですか。</p>	<p>2 申請者名義の金融機関と限らせていただきます。ただし、申請者が管理組合である場合は、当該管理組合法人名義の金融機関口座若しくは、管理組合法人でない場合は当該共同住宅の共用部分に係る公共料金等を管理している金融機関口座と限らせていただきます。</p>
<p>3 交付決定まで、どの程度期間がかかりますか。</p>	<p>3 申請者への交付又は不交付の決定通知書の発送は、原則として申請受付日から数えて、2週間程度を予定しています。ただし、書類の内容等が確認できない場合には、審査に時間がかかる場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。</p>
<p>4 省エネ設備の工事着手は、交付申請後、速やかに行なってもいいですか。</p>	<p>4 申請者へ交付決定通知書が届いた後に着手してください。ただし、キャンセル待ち申請の場合は異なりますのでお問合せください。</p>
<p>5 交付決定通知書が届く前に工事に着手してしまった場合、どうなりますか。</p>	<p>5 交付申請を取り消し、本補助金の交付は受けられません。ただし、キャンセル待ち申請の場合を除きます。</p>
<p>6 設置前写真及び設置後写真を撮影する際、自動で日付が印字されないカメラ等を使います。日付の印字はどうしたらよいですか。</p>	<p>6 日付印字がされるカメラをお持ちでない場合は、黒板等に日付を記入し、撮影写真に写りこむように撮影してください。</p>
<p>7 交付申請書、実績報告書、電灯契約者及び金融機関口座名義が異なりますが、交付対象になりますか。</p>	<p>7 すべて同一人でなければ交付対象になりません。</p>
<p>8 申請者は、市税等に滞納があり、現在分割納付中ですが、補助対象者となりますか。</p>	<p>8 申請日時時点で、市税等に滞納がないことが条件となりますので、分割納付中の申請者は対象とはなりません。</p>
<p>9 申請者の家族が、市税等を滞納していますが、補助金申請はできますか。</p>	<p>9 申請者本人が、市税等に滞納をしていないことを条件としております。申請者以外の方が滞納している場合は、申請ができません。</p>

10	共有名義の住宅に、省エネ設備を設置する場合、同意書は必要ですか。	10	同意書は必要ありませんが、必ず他の共有名義人から省エネ設備を設置することへの同意を得てください。なお、設置に関するトラブルについて、市は一切関与しません。
11	交付申請及び実績報告は支所、出張所で提出できますか。	11	支所、出張所では提出できません。市役所環境推進課へ持参してください。
12	申請書類の誤字訂正に、修正液や修正テープを使用してもよいですか。	12	修正液や修正テープは使用できません。必ず訂正箇所にも二重線を引いた後、申請者の印鑑で訂正印を押印してください。
13	申請書の提出は、代理人(業者)でも可能ですか。	13	代理人による提出の場合は、代理人選任届を提出してください。また、代理人選任届の様式は、任意様式ですが、必ず代理人を選任したことを示す文面に【代理人の氏名・住所・連絡先・委任者の氏名・住所・連絡先】を記入し、委任者の押印をしてください。
14	申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状は必要ですか。	14	必要ありません。ただし、申請者と異なる住所の方が申請に来られた場合、委任状が必要になります。
15	委任状の様式は決まっていますか。	15	特に決めておりませんが、【受任者の氏名・住所・連絡先・委任者の氏名・住所・連絡先】を記入し、委任者の押印をしてください。
16	設置工事着手前の現況写真や設置完了を示す写真を撮影する際、どういったことに注意すればよいですか。	16	【1. 設置工事着手前の写真】 住宅の全体、省エネ設備設置予定箇所を撮影してください。また、撮影する際は、カラー印刷とし、日付及び設置予定機器名を印字若しくは記入してください。 【2. 設置完了を示す写真】 住宅の全体、省エネ設備などの設置状態を撮影してください。また、撮影する際は、カラー印刷とし、日付及び設置機器名を印字若しくは記入してください。なお、雨水貯留槽については、雨どいから雨水貯留槽まで導入管等により接続されている状況が確認できる写真が必要になります。
17	補助金の交付申請後、省エネ設備の変更が生じましたが、どうしたらよいですか。	17	省エネ設備の変更に伴い、補助金交付申請額に変更が生じる場合は、速やかに変更承認申請書を提出してください。

(3)対象機器について

質問		回答	
1	エコキュートやエコジョーズなどは対象になりますか。	1	エコキュートやエコジョーズなどは、補助対象となりません。エネファーム(家庭用燃料電池)を対象としています。

2	なぜ可動式リチウムイオン蓄電池は対象設備ではないのですか。	2	可動式に比べて蓄電容量が大きく、太陽光発電システム等から多くの蓄電を行うことができ、家庭内で再利用するのに最も適しているため、定置式リチウムイオン蓄電池を対象としています。
3	対象設備が中古品であっても補助金の交付を受けられますか。	3	受けられません。全て未使用品とします。

(4)対象住宅について

質問		回答	
1	市民ですが、市外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか。	1	対象にはなりません。本補助金では、市内に住所を有し、自ら居住している既存住宅が対象になります。そのため、別荘が建てられている市区町村へご相談ください。
2	現在、太陽光発電システムを設置していますが、同システムの増設に併せてエネファームと蓄電池を設置しようと考えています。助成の対象になりますか。	2	既に設置してある太陽光発電システムに対して過去に同種の補助金制度の交付を受けていない場合は、太陽光発電システムの増設分、エネファーム及び蓄電池が対象になります。また、既に設置してある太陽光発電システムに対して過去に同種の補助金制度の交付を受けている場合は、エネファーム及び蓄電池のみが対象となります。
3	蓄電池の蓄電容量は、どこで確認をすればよいですか。	3	蓄電容量は、「定格容量」や「公称出力」を確認してください。
4	申請者は居住していませんが、所有する住宅に省エネ設備を設置する場合、補助対象となりますか。	4	本補助金の対象にはなりません。本補助金では、市内に住所を有し、自ら居住している既存住宅が対象になります。
5	省エネ設備が設置してある住宅を購入しますが、補助金の対象になりますか。	5	対象にはなりません。市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置する場合のみ対象になります。
6	新築住宅(既存住宅)を購入し、居住前に省エネ設備を設置する予定ですが、補助金の対象になりますか。	6	対象にはなりません。市内に住所を有し自ら居住している既存住宅が対象になります。